

伊那市猫繁殖制限手術費補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 30 日

告示第 246 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の良好な生活環境を保持するため、飼い猫及び飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成 18 年伊那市規則第 35 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思をもって、継続的に給餌、給水等の世話をし、飼養管理している猫をいう。
- (2) 保護猫 市内に生息している猫であって、保護する者が所有又は占有の意思によることなく、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (3) 野良猫 市内に生息している前 2 号以外の猫をいう。
- (4) 不妊手術 卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (5) 去勢手術 精巣を摘出する手術をいう。
- (6) 繁殖制限手術 不妊手術及び去勢手術をいう。
- (7) 動物病院 獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 3 条の規定により届け出た市内の診療施設をいう。
- (8) 獣医師 獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 3 条に規定する免許を有する者をいう。

(補助対象猫)

第 3 条 補助金の交付対象となる猫（以下「補助対象猫」という。）は、飼い猫、保護猫及び野良猫とする。

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、補助対象猫に市内の動物病院で獣医師による繁殖制限手術を受けさせた者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に活動の拠点を有する団体
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは対象としない。
- (1) 申請者及び申請者と同一世帯の者又は団体及びその代表者が市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納しているとき。
 - (2) 伊那市暴力団排除条例（平成 24 年伊那市条例第 12 号）に規定する暴力団員

又は暴力団と密接な関係を有する者であるとき。

(3) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条に規定する第一種動物取扱業の登録を受けているとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が適当でないとき。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

(1) 繁殖制限手術に要する費用

(2) 前号の繁殖制限手術を受けた野良猫が、当該手術時に耳へのV字カット手術を受けた際に要する費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、3,000円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 申請者は、繁殖制限手術完了後30日以内又は当該手術を実施した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに伊那市猫繁殖制限手術費補助金交付申請書（実績報告書）兼請求書（様式第1号）に繁殖制限手術費の領収書及び請求明細書等内訳の分かる書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊那市猫繁殖制限手術費補助金交付決定通知書（確定通知書）（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第9条 野良猫に係る申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 繁殖制限手術を受けた猫が、当該手術済みであることが識別できるよう片方の耳にV字カットの措置を講ずること。

(2) 繁殖制限手術を受けた猫を生息場所に戻す場合は、トイレ、餌の管理及び周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るように努めること。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。